

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和5年2月1日(2023.2.1)

【国際公開番号】WO2022/185934

【出願番号】特願2022-554338(P2022-554338)

【国際特許分類】

C 0 8 L 1 0 1 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 L 6 7 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 K 3 / 0 1 3 (2 0 1 8 . 0 1)

C 0 8 L 1 0 1 / 1 6 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

C 0 8 L 1 0 1 / 0 0

C 0 8 L 6 7 / 0 0

C 0 8 K 3 / 0 1 3

C 0 8 L 1 0 1 / 1 6 Z B P

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月8日(2022.9.8)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

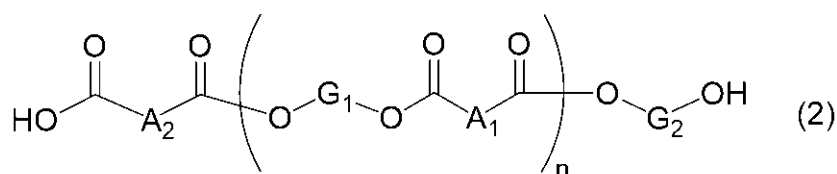
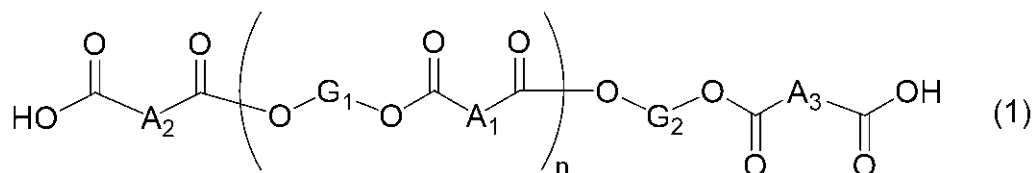
【請求項1】

生分解性樹脂、無機フィラー及び流動性改質剤を含有する生分解性樹脂組成物であって

、
前記流動性改質剤が、下記一般式(1)で表されるポリエステル及び/又は下記一般式(2)で表されるポリエステルであり、酸価が50超であるポリエステルである生分解性樹脂組成物。

30

【化2】



40

(前記一般式(1)及び(2)中、

A₁、A₂及びA₃は、それぞれ独立に、炭素原子数2~12の脂肪族二塩基酸残基又は炭素原子数6~15の芳香族二塩基酸残基であり、

G₁及びG₂は、それぞれ独立に、炭素原子数2~9の脂肪族ジオール残基であり、

nは、繰り返し数を表し、0~20の範囲の整数である。

但し、括弧で括られた繰り返し単位毎にA₁及びG₁はそれぞれ同じでもよく、異なっ

50

ていてもよい。)

【請求項 2】

前記脂肪族二塩基酸残基がコハク酸残基、セバシン酸残基、マレイン酸残基又はアジピン酸残基であり、

前記脂肪族ジオール残基が、エチレングリコール残基、ジエチレングリコール残基、1, 2 - プロパンジオール残基、1, 3 - プロパンジオール残基、1, 2 - ブタンジオール残基、1, 3 - ブタンジオール残基、2 - メチル - 1, 3 - プロパンジオール残基、1, 4 - ブタンジオール残基、1, 5 - ペタンジオール残基、2, 2 - ジメチル - 1, 3 - プロパンジオール残基、2, 2 - ジエチル - 1, 3 - プロパンジオール残基、2 - n - ブチル - 2 - エチル - 1, 3 - プロパンジオール残基、3 - メチル - 1, 5 - ペタンジオール残基、1, 6 - ヘキサジオール残基、シクロヘキサジメタノール残基、2, 2, 4 - トリメチル - 1, 3 - ペタンジオール残基、2 - エチル - 1, 3 - ヘキサジオール残基、2 - メチル - 1, 8 - オクタンジオール残基、1, 9 - ノナンジオール残基である請求項 1 に記載の生分解性樹脂組成物。

10

【請求項 3】

前記脂肪族二塩基酸残基がコハク酸残基又はセバシン酸残基であり、

前記脂肪族ジオール残基が、エチレングリコール残基、ジエチレングリコール残基、1, 2 - プロパンジオール残基、1, 3 - プロパンジオール残基、1, 6 - ヘキサジオール残基、3 - メチル - 1, 5 - ペタンジオール残基、1, 4 - ブタンジオール残基、又は 1, 3 - ブタンジオール残基である請求項 1 又は 2 に記載の生分解性樹脂組成物。

20

【請求項 4】

前記ポリエステルの数平均分子量が 300 ~ 4,000 の範囲である請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の生分解性樹脂組成物。

【請求項 5】

前記無機フィラーが、炭酸カルシウム、シリカ、アルミナ、水酸化アルミニウム、タルク、チタン酸バリウム、窒化ホウ素及び窒化アルミニウムからなる群から選択される 1 種以上である請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の生分解性樹脂組成物。

【請求項 6】

前記生分解性樹脂が、ポリ乳酸、ポリブチレンサクシネート、ポリブチレンアジペートテレフタレート、ポリヒドロキシ酪酸 - ヒドロキシヘキサン酸、ポリブチレンサクシネートアジペート及びポリエチレンテレフタレートサクシネートからなる群から選択される 1 種以上である請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の生分解性樹脂組成物。

30

【請求項 7】

前記無機フィラー 100 質量部に対して前記流動性改質剤を 0.1 ~ 30 質量部の範囲で含有する請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の生分解性樹脂組成物。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の生分解性樹脂組成物の成形品。

40

50